

補章 新型コロナウイルス感染症への対応

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

補章

参考資料

1. 新型コロナウイルスの感染拡大

2019年12月に中国で初めて感染者が確認された新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、その後短期間に全世界に拡大した。日本でも、2020年1月に国内で初めての感染者が確認されて以降、感染者が増加し、国民生活に様々な影響を及ぼした。

2. 政府における対応（新型コロナウイルス感染症対策本部の設置等）

政府は、2020年1月30日、内閣総理大臣を本部長とする新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「対策本部」という。）を設置し、同年2月13日、当面緊急に措置すべき対応策として「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」を決定した。同対応策では、①帰国者等への支援、②国内感染対策の強化、③水際対策の強化、④影響を受ける産業等への緊急対応、⑤国際連携の強化等を主な内容としている。

同年2月25日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を対策本部で決定し、①国民・企業・地域等に対する情報提供、②国内での感染状況の把握、③感染拡大防止策、④医療提供体制、⑤水際対策等についての重要事項を定めた。

同年3月10日、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－」を決定し、国内の感染拡大を防止するとともに現下の諸課題に対応するため、①感染拡大防止策と医療体制の整備、②事業活動の縮小や雇用への対応、③学校の臨時休業に伴って生じる諸課題への対応、④事態の変化に即応した緊急措置等を行うこととした。

同年3月13日、新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図り、もって新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とした「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）について、新型コロナウイルス感染症を同法の適用対象とする改正が行われた。

3. 緊急事態宣言の発出

政府は、2020年4月7日、「特措法」第32条第1項に基づき、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言を行った。新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言は、実施すべき期間を同日から同年5月6日まで、実施すべき区域を埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県の区域とした。

以後、同年4月16日に緊急事態措置を実施すべき区域を全都道府県に変更、同年5月4日に緊急事態措置を実施すべき期間を同年5月31日まで延長した。その後段階的に緊急事態措置を実施すべき区域を変更し、同年5月25日、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるとして、緊急事態解除宣言を行った。

4. 障害のある人に関わる主な措置（2020年6月現在）

（1）障害福祉関係

障害福祉サービス等事業所をはじめとする社会福祉施設等が提供する各種サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要である。

そのため、厚生労働省では、地方自治体に対し、社会福祉施設等における感染拡大防止に向けた取組について、感染者が発生した場合の留意事項や衛生用品等の適切な管理、障害福祉サービス等の報酬、人員、施設・設備及び運営基準等の柔軟な取扱いについて要請するとともに、緊急事態宣言後の対応等について周知した。

また、視聴覚障害者等、情報・コミュニケーション支援を必要とする者に対する新型コロナウイルス感染症への対応について、相談に関する連絡先（電話、FAX番号やメールアドレス）の周知、ホームページ上の情報のテキストデータや字幕映像の提供等、障害特性を踏まえた情報提供の配慮を地方自治体に対して要請した。

（2）障害者雇用関係

ハローワークにおいては、感染拡大防止の観点から、電話による職業相談や、郵送又はインターネットなどできる限り来所を求めない方式により求職申込み又は求人申込みが可能であることを周知した。また、地域障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センター等における継続した支援のため、できる限り来所を求めない方式により支援の継続に努めること等、柔軟な対応を推進した。

さらに、支援対象障害者（障害者雇用安定助成金）の職場定着支援について、従来対面での支援を助成対象としていたところ、ICT等を活用したオンラインによる支援も助成対象とした。

加えて、事業者団体に対して、障害のある人の雇用の安定に向け、特段の配慮を求める要請を行った。

（3）学校関係

学校における新型コロナウイルス感染症に関する対応については、国内で感染者が確認され始めた当初より、文部科学省において、新型コロナウイルスに関連した感染症対策に係る情報を、児童生徒、学生、保護者及び教職員等に周知するとともに、安全確保に細心の注意を払う旨を教育委員会等に依頼するなど、各種対応を行ってきた。

2020年2月27日に開催された対策本部において、子供たちの健康・安全を第一に考え、多くの子供たちや教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスクにあらかじめ備える観点から、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休校を要請する方針が内閣総理大臣から示された。このことを受け、翌28日に、文部科学省から各学校の設置者へ春季休業開始日までの間の臨時休業の実施を要請し、多くの学校において、臨時休業の措置が取られた。

この一斉臨時休業に際し、特別支援学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒の中には、保護者が仕事を休めない場合に自宅等で一人で過ごすことができない者がいることも考えられることから、地域の障害福祉サービス等も活用して、幼児児童生徒の居場所の確保に取り組むこと等を要請するなど、障害のある子供の居場所の確保に取り組んだ。

また、障害のある児童生徒の家庭学習を支援するに当たり、障害種毎の家庭学習上の留意事

項を通知するとともに、各学校において家庭学習への支援を積極的に行うことを要請した。

このほか、学校教育活動の再開に向けて、文部科学省において、以下のような取組等を行った。

- ・「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」により新学期の開始準備を要請。また、児童生徒等又は教職員の感染が判明した場合の学校の臨時休業の必要性の参考として「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」を周知。その後、これらのガイドライン等については、「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」として整理し、周知。
- ・児童生徒等及び教職員の感染リスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していくことが必要であることから、学校の衛生管理の観点から、児童生徒等の感染リスクを低減するための取組の参考になるよう「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を作成し、周知。
- ・特別支援学校を含む学校を対象に、「学びの保障」について基本的な考え方とそのための支援施策をまとめ、教育委員会等に周知。